

市第46号議案 横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

<改正理由及び概要>

令和5年5月に改正地方自治法が公布され、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給することができることとなりました。
このため、本市においても、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正を行います。

1 改正内容

- (1) 手当の種類に勤勉手当を追加します。(条例第2条)
- (2) 期末手当及び勤勉手当の支給割合を常勤職員と同じ割合とします。(条例第8条、第8条の2)

※ 本条例改正後の会計年度任用職員の期末手当等の支給割合

令和6年度：期末手当 2.5月、勤勉手当 2.0月〈常勤職員と同じ支給割合〉 (参考) 令和5年度：期末手当のみ 2.65月

2 施行予定日

令和6年4月1日（地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行日と同日）